

## 伊丹市街路灯設置及び移管要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、伊丹市域の公道及び私道における街路灯の設置及び移管に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な夜間交通と生活環境の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道とは、市道、市が所有する法定外道路のことをいう。
- (2) 私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されているものをいう。
- (3) 維持管理とは、街路灯の修理に係る行為及び電気使用料の支払い行為のことをいう。

### (設置基準)

第3条 街路灯は、次のすべてに該当する場合において、予算の範囲内で設置する。

- (1) 公道又は私道を照らすこと。
- (2) 伊丹市街路灯設置技術基準（令和2年伊丹市制定）を満たすこと。
- (3) 私道に街路灯を設置する場合は、市道の機能を補完し、不特定多数の人又は車が通行する私道で、通り抜け可能若しくは私道に隣接している家屋が20戸以上又は私道延長が30m以上かつ私道幅員が概ね4m以上であること。
- (4) 私道に街路灯を設置する場合は、設置場所について無償借地が可能で、覚書を取り交わすことができること。

### (移管基準)

第4条 街路灯を市へ移管するときは、次のすべてに該当する場合に移管できるものとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当すること。
- (2) 私道に街路灯を移管する場合は、設置場所について無償借地が可能で、覚書を取り交わすことができること。
- (3) 原則、関西電力（関西電力株式会社）及びNTT（日本電信電話株式会社）が管理する柱に取り付けられているものとし、ポール等に設置されている場合は市と協議の上、了承を得ること。
- (4) 灯具は製造後5年を超えないLED灯であること。
- (5) 移管後に容量変更をすることがないように、灯具は適切な性能を有すること。

### (開発行為等による移管)

第5条 市は、伊丹市宅地開発等指導要綱第16条に基づく開発行為の事前協議に基づき、当該行為者の設置した街路灯の所有権及び管理権を引き受けることができる。

### (公道における要望の申し出方法)

第6条 街路灯の設置、移管又は形状の変更の要望は、次の各号によるものとする。

- (1) 要望者は、要望（要望者が複数の場合はとりまとめた要望）を市へ申し出るものとする。

(2) 要望場所（移設の場合は現在の場所を含む。以下同じ。）は伊丹市域内とする。

(3) 申し出の前に、要望場所周辺の住民又は土地所有者の合意を得るものとする。

(4) 市が行う要望内容の確認等に協力するものとする。

（私道における申請方法）

第 7 条 私道における街路灯の設置，移管及び形状の変更の申請は，別記様式第 1-1 号又は別記様式第 1-2 号，別記様式第 2 号，又は別記様式第 3 号によるものとする。

（私道における設置の決定等）

第 8 条 市長は，前条の申請があったときは，その内容を審査し，必要な調査を行い，設置又は移管することと決定した者に対し，通知書（別記様式第 4-1 号又は別記様式第 4-2 号）により通知するものとする。

（名義変更）

第 9 条 市は移管を決定した街路灯については，関西電力（関西電力株式会社）へ名義変更手続きを行うものとする。

（電気料金）

第 10 条 関西電力（関西電力株式会社）への名義変更手続きが完了した日から市の所有物となる。なお、市の所有物となるまでの街路灯電気料金は申請者負担となるものとする。

（設置及び維持管理）

第 11 条 街路灯の設置，移管及び維持管理は，市が行うものとする。

（その他）

第 12 条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

本要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。